

《貸付事業》※ 任用期間に定めのある組合員は除きます。

資金種別	資金の必要な事由	添付書類	申込金額(償還回数)	年利率
一般	組合員が、臨時に資金を必要とするとき	不要	20万円(40回) 30万円(50回) 50万円(50回) 100万円(72回) 150万円(72回) 200万円(72回)	0.9%
特別	結婚 組合員、子、孫、兄弟姉妹が、結婚するために資金を必要とするとき	○挙式予約申込受理証明書等事実が確認できる書類 ○組合員との続柄が確認できる書類	20万円(40回) 30万円(50回) 50万円(50回) 100万円(100回)	
	教育 組合員、子、孫、兄弟姉妹が、学校教育法規定の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校(幼稚部を除く。)、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校又は大学に、入学又は修学するために資金を必要とするとき。また、これに準ずる外国の教育機関に入学のための資金を必要とするとき	○入学許可書等の写し又は在学証明書等の入学又は修学の事実が確認できる書類 ※ 外国の教育機関に係る貸付については、日本語訳の証明書を添付 ○組合員との続柄が確認できる書類		
	医療 組合員、配偶者、子、孫、兄弟姉妹、父母が、医療を受けるために資金を必要とするとき	○医師の診断書等事実が確認できる書類 ○組合員との続柄が確認できる書類		
	葬祭 組合員が配偶者、子、孫、兄弟姉妹、父母の葬祭を行うために資金を必要とするとき	○死亡の事実が確認できる書類の写し ○組合員との続柄が確認できる書類		
	海外研修・海外赴任 組合員が、海外研修又は海外赴任をするために資金を必要とするとき	○旅行業者が発行する旅行引受書等海外研修の事実が確認できる書類の写し又は海外赴任の事実が確認できる書類		
住宅災害	組合員が、水震災害その他の非常災害により居住している住居に損害を受けて資金を必要とするとき	○罹災証明書等災害の事実が確認できる書類の写し ○工事請負契約書の写し、工事見積書の写し又は売買契約書の写し ○登記事項証明書(本人名義でない場合は、住宅の名義人の工事承諾書) ○住宅の平面図(修理の場合は修理箇所の図面)又は写真	無利息	
訴訟	組合員が、公務に関して訴訟を起こされたことにより資金を必要とするとき	○訴状の写し等公務に関する訴訟の事実が確認できる書類		

- 上記の添付書類に加えて理事長が必要と認める書類が必要な場合があります。
- 申込書は、①貸付申込書 ②貸付借用証書 ③貸付保険に係る個人情報の取扱いに関する同意書の3枚セットです。互助組合ホームページ (<https://www.gojo.or.jp>) からダウンロードしてください。(片面印刷してください。)
- 資金借用証書には、貸付申込額に応じて『収入印紙』を貼付してください。

借受金額	20万円 30万円 50万円	100万円	150万円 200万円
収入印紙	400円分	1,000円分	2,000円分

4 貸付申込書の締切日等

締切日(必着)	毎月1日	毎月10日	土日祝の場合は、その前日
送金日	締切月の19日	締切月の28日	金融機関の休業日の場合は、その前営業日

- 貸付の制限など詳細については、当互助組合ホームページを参照してください。
- 同じ資金種別の申込みは「借替」となります。申込金額から未償還元金を差し引いた金額が送金となりますので、お間違えのないよう御記入ください。また、「借替」は24回償還が済んでいないとできませんので御注意ください。

【一括償還について】

互助組合では、借受中の未償還元金を一括償還することができます。互助組合のHPから様式をダウンロードし、御記入の上互助組合へ御提出ください。